

# 相・続・通・信 第45号

HPも是非ご覧ください！

HPも是非ご覧ください！



相続

相続 長野

検索

和元年 6月

「相続」「長野」で検索！

長野駅前店

〒380-0921

長野県長野市栗田 292 番地

☎ : 0120-49-1322

TEL:026-223-1322

松本駅前店

〒390-0816

長野県松本市中条 1-14

☎ : 0120-97-3713

TEL:0263-35-6481

飯田店

〒395-0152

長野県飯田市育良町 2-14-2 アダージュ 2 1F

☎ : 0120-13-6415

TEL:0265-25-2552



「相続」「松本」で検索！



令和に改元されてから早いものでひと月以上過ぎました。そろそろ聞き馴れてきたころでしょうか。また、令和最初の夏は暑さが厳しいと予想されていますので、どうかご自愛ください。

さて相続手続支援センター長野駅前店、松本駅前店ではそれぞれ下記の内容でセミナーを開催致します。どちらのセミナーも参加費用は無料ですが、予約制となっております。定員になり次第、締め切らせて頂きますので参加希望の方は、下記の電話番号までお早めにご連絡ください。

長野会場

終活の基本セミナー

日程 令和元年 7月 25日 (木)

10:00~11:30 (9:30 開場)

場所 ホクト文化ホール 第二会議室  
(長野市若里 1-1-3)

講師 宮寄 忍  
(相続手続支援センター相談員)

参加 無料 (完全予約制) 定員 20名

内容 終活とは？エンディングノートとは？何から考えればよいのか、何から行動すればよいのか、一からすべてわかりやすくお伝えします。セミナー参加者には当日、新しくなったエンディングノートを一人1冊ずつプレゼント致します。

エンディングノート  
上梓記念セミナー

松本会場

日程 令和元年 7月 2日 (火)

13:00~15:00 (12:30 開場)

場所 市民タイムス みすず野ホール  
(松本市島立 800)

講師 栗原 美香  
(相続手続支援センター相談員)

参加 無料 (完全予約制) 定員 20名

内容 相続手続支援センターオリジナルのエンディングノートのリニューアルを行いました。本セミナーでは、より使いやすくなったエンディングノートのご紹介と、書き方、活用方法についてわかりやすくお伝えします。セミナー参加者には当日、新しくなったエンディングノートを一人1冊ずつプレゼント致します。

どちらのセミナーも  
参加者に1冊ずつエンディングノート  
をプレゼントします！

ご予約は  
長野駅前店へ

☎0120-49-1322

受付時間 8:30~17:30

ご予約は  
松本駅前店へ

☎0120-97-3713

受付時間 8:30~17:30

## 遺族年金の受給額確認しませんか？

ご家族が亡くなられた際、遺族年金を受給されている方も多くいらっしゃるのではないかと思います。その受給額を確認されたことはありますか？遺族年金には、亡くなられた方の年金の加入状況により「遺族基礎年金」「遺族厚生年金」のいずれか、または両方の年金が給付されることとなります。年金事務所などでは、一般的な要件にそって案内され、ご支給を受けることになるのですが、もう少し聞き取りがされていたら、遺族基礎年金と遺族厚生年金両方が受給できていた方や遺族厚生年金の長期要件と短期要件に該当し、受給額の高い方を選択する事ができていた方もいらっしゃるのではないかと思います。具体的な事例として2例ご紹介致します。

### 相談事例1 夫が亡くなられて遺族基礎年金を受給されているAさんからのご相談

Aさんのご主人が亡くなられたとき、ご主人の年金は国民年金でしたので、遺族基礎年金を受給されていたのですが、遺族厚生年金は受給していませんでした。しかしお話を伺ったところ、ご主人は長年躁うつ病を患っており、症状が悪化して自殺されてしまったとのことでした。その躁うつ病は3年前の発症で、当時は厚生年金に加入していました。そこで主治医に初診日を証明して頂き、遺族厚生年金を受給する事ができました。該当要件は下表、遺族厚生年金短期要件

### 相談事例2 老齢厚生年金を受給している夫が亡くなったBさんからのご相談

Bさんは、遺族厚生年金を受給されていましたが、受給額が不満のようでした。お話を伺ったところ、亡くなられたご主人の年金の被保険者期間は、厚生年金期間100月、国民年金期間は300月あわせて400月でした。そのため生前の老齢厚生年金は100月分の金額で受給されていたので、遺族厚生年金もその金額を元に支給されていました。

Bさんのご主人は、3年前に腎臓病を発症し、その傷病が原因で昨年お亡くなりになったのですが、腎臓病の発症当時は厚生年金に加入していました。そこで主治医に初診日を証明していただくことができたため、短期要件（被保険者期間は300月みなし）を選択することができ、遺族厚生年金の受給額を増額することができました。該当要件は下表、遺族厚生年金長期要件 から短期要件へ選択替

遺族年金の要件とは、下表のようになります。

	遺族基礎年金		遺族厚生年金
要件	国民年金の被保険者である間に死亡したとき	短期要件	厚生年金の被保険者である間に死亡したとき。
	国民年金の被保険者であった60歳以上65歳未満の方で、日本国内に住所を有していた方が死亡したとき。		厚生年金の被保険者期間に初診日がある病気やケガが原因で、初診日から5年以内に死亡したとき。
	老齢基礎年金の受給権者であった方が死亡したとき。	長期要件	1級・2級の障害厚生（共済）年金を受け取っている方又受ける権利がある方が死亡したとき。
	老齢基礎年金の受給資格期間を満たした方が死亡したとき。		老齢厚生年金の受給権者であった方が死亡したとき。
			老齢厚生年金の受給資格期間を満たした方が死亡したとき。

上記のような事例がございますので、もしかして！と思われたら是非弊社担当者にご相談頂ければと思います。

支給要件、支給対象者には他に詳細な要件がございます